

第1章 計画の目的と背景

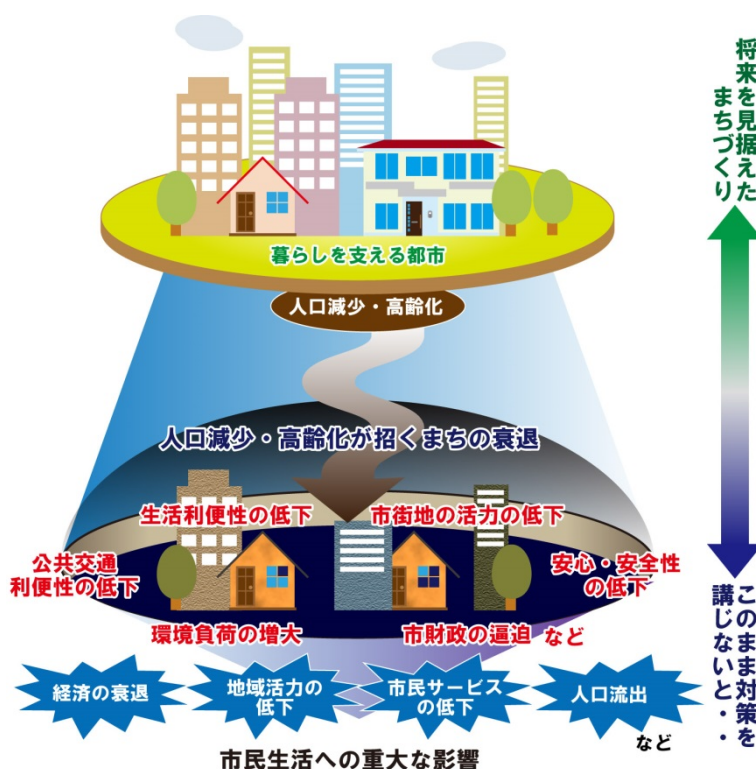
1-1 立地適正化計画の目的

本市は、高度成長期以降の県南工業地帯の発展に伴い、工業・流通施設等の積極的な誘致等による産業の活性化を図るとともに、都市基盤整備や宅地開発の進展のもと発展を遂げてきました。その成果もあり、本市の人口は平成27年（2015）国勢調査で66,855人と、人口微増の傾向が維持されています。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計では、今後、人口減少局面に転じ、2040年には現在の8割程度まで減少し、また市民の3人に1人以上が65歳以上の高齢者になると見込まれ、このまま何も対策を講じないままでは、経済の衰退や地域活力の低下、人口流出など、市民の生活に重大な影響を与えることが予測されます。

本市に限らず、こうした全国的な人口減少と高齢化を背景として、国は平成26年（2014）に都市再生特別措置法を改正し、新たに市町村が都市計画マスタープランの一部として「立地適正化計画」を策定することが可能となりました。

総社市立地適正化計画は、平成28年（2016）3月に改定した「総社市都市計画マスタープラン」を都市計画の長期的な展望、都市づくりの総合的な指針として踏まえつつ、これまで積み上げてきたまちづくりのうえに、将来を見据えた、持続可能な都市を実現するための“コンパクトなまちづくり”を推進するものとして策定するものです。



人口減少・高齢化が招くまちの衰退と市民生活への重大な影響

1-2 立地適正化計画とは

(1) 立地適正化計画の概要

全国的に人口減少・超高齢化が進行する中で、高齢者が安心して暮らせる利便性の良いまちや、子育て世代などの若年層が魅力を感じるまちとなること、また、経済面・財政面で持続可能なまちとなることが大きな課題となっています。

このような背景のもと、都市再生特別措置法の一部改正（平成26年（2014）8月施行）において、コンパクトなまちづくりを実現するための制度として、「立地適正化計画制度」が位置づけられました。

立地適正化計画は、今後の人口減少・超高齢化に対応し、将来、経済活動や生活利便性の低下を招かないよう、都市の拠点周辺に都市機能・人口の集積を図り、暮らしやすい都市づくりを進めるための計画です。

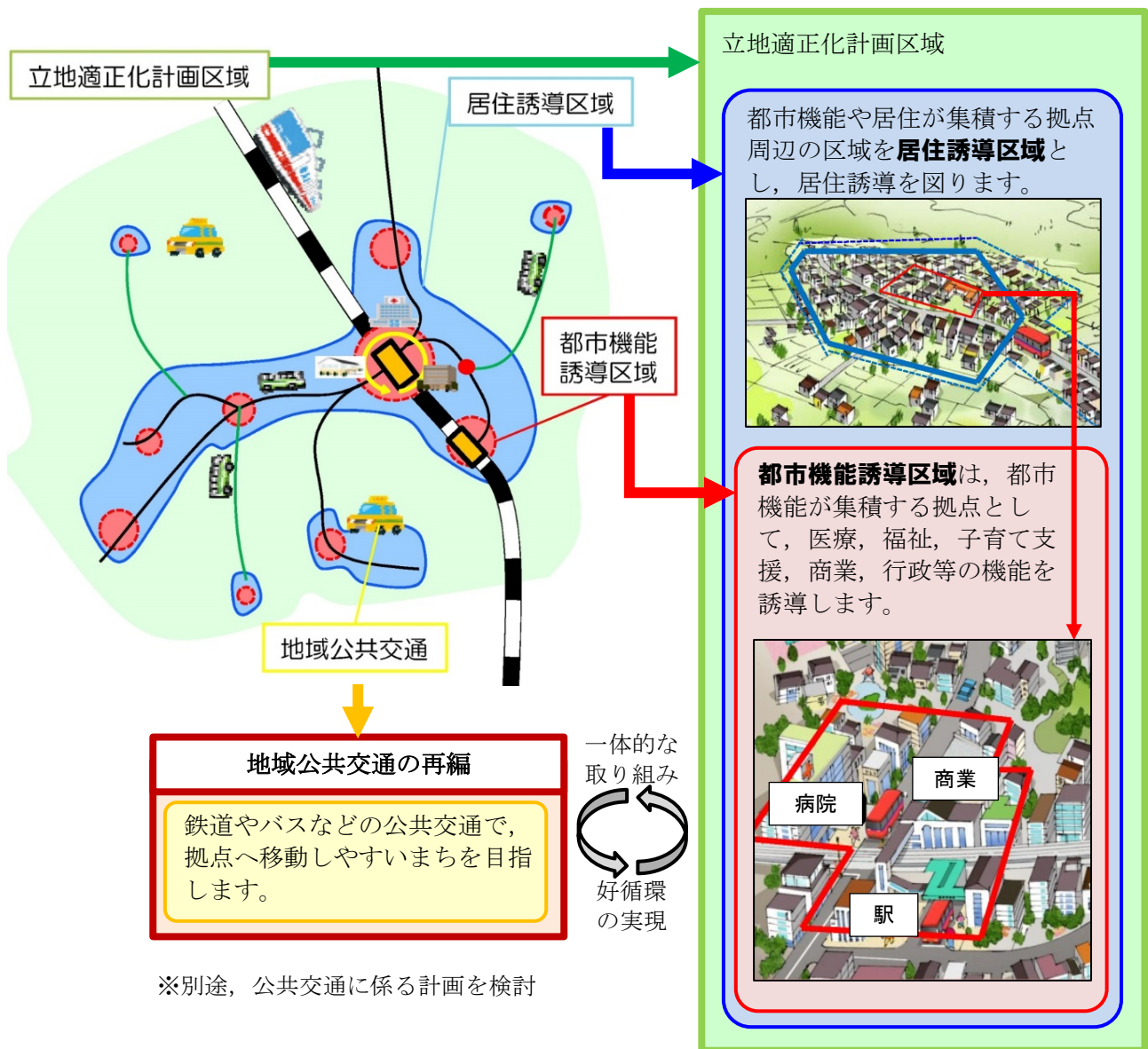
(2) 立地適正化計画に記載する事項

立地適正化計画では、都市再生特別措置法（以下、法という）第81条第1項による「立地適正化計画区域」を記載するほか、概ね以下に掲げる事項を定めることとされています。（法第81条第2項）

- | |
|--|
| <p>1) 住宅及び都市機能増進施設*の立地の適正化に関する基本的な方針
※都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。
(法第81条第1項)</p> <p>2) 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項</p> <p>3) 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>4) 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">イ 誘導施設の整備に関する事業ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業ハ イまたはロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務または事業 |
|--|

5) 都市機能誘導区域への誘導施設や、居住の立地を適正化するための施策またはその事業等の推進に関連して必要な事項

6) その他、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項



出典：国土交通省資料より作成

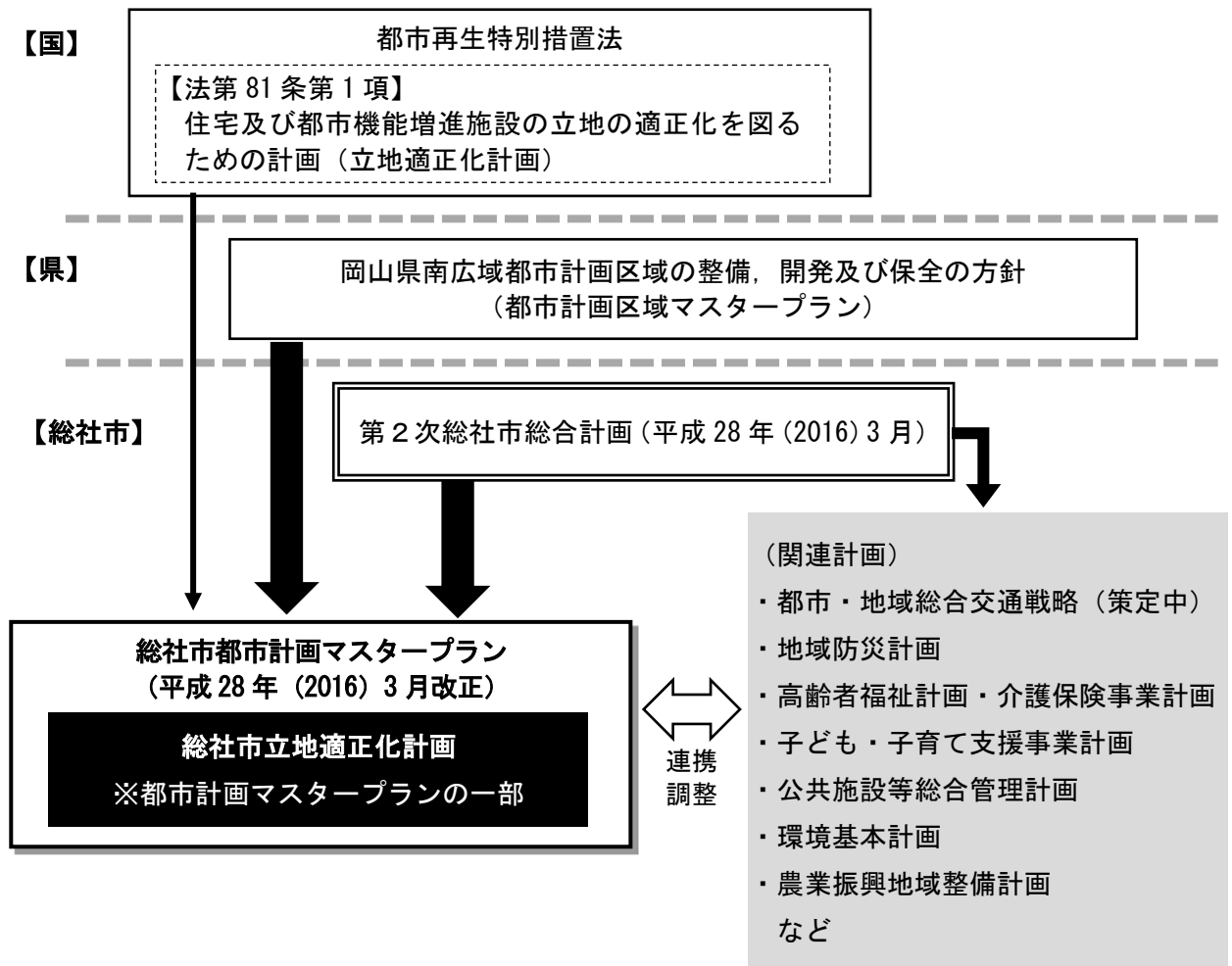
立地適正化計画とコンパクトなまちづくりのイメージ

1-3 立地適正化計画の位置づけ

総社市立地適正化計画（以下、本計画）は、法第 81 条第 1 項に定める「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定めます。

本計画は、法第 82 条に基づき、都市計画法第 18 条第 2 項の規定により定める「総社市都市計画マスタープラン」の一部とみなされ、本市の総合的かつ最上位計画である「第 2 次総社市総合計画」、及び県が策定する「岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して策定された総社市都市計画マスタープランが示す将来都市像等を踏まえて作成します。

さらに、“コンパクトなまちづくり”に向けて、公共交通、公共施設再編、商業、住宅、医療、福祉、子育て、防災など関連する行政分野と連携、調整を図ります。

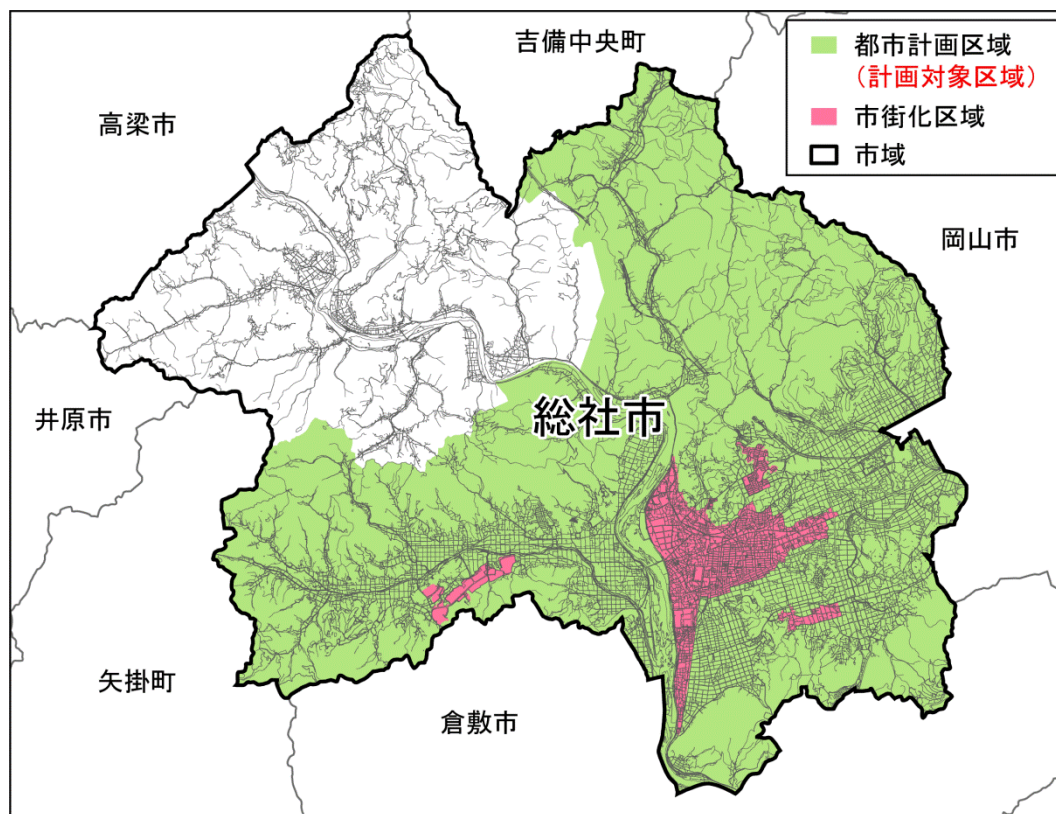


立地適正化計画の位置づけ

1-4 計画対象区域

立地適正化計画は、その対象とする区域について、都市計画区域内において定めることとなっています。(法第81条第1項)

本計画は、総社市都市計画区域を対象区域としますが、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域外についても、必要に応じて、まちづくりの方向性を記載していくこととします。



計画対象区域

1-5 計画期間

立地適正化計画は、都市構造の再構築など、長期的な観点から都市の姿を展望し、まちの将来のあり方を定める計画となるものです。

そのため本計画においては、長期的な将来人口の推移（概ね20年後の2040年）を見据えつつ、コンパクトなまちづくりの実現に向けて、今後10年以内に優先的に取り組むべき事項を定めることとして、目標年次を2025年とします。

目標年次：2025年

※将来的な人口の推移として2040年を見据える